

(仮称)京丹波町森づくり基本計画策定業務

プロポーザル実施要綱

平成24年5月15日

京 丹 波 町

1 業務概要

(1) 業務番号

24-B07S

(2) 業務の名称

平成24年度 (仮称) 京丹波町森づくり基本計画策定業務

(3) 業務目的

京丹波町は、古くから京都府の林業を支えてきた地域であったが、戦後からの木材不況により基幹産業としての林業は衰退し、林家の森林への関心が年々薄くなるとともに、近年では担い手不足の問題も顕著化しています。

このような中で、持続可能な森林経営の実現と森林資源活用の取り組みなど次世代に向けた森づくりをめざし、基本計画を策定することを目的とします。

なお、計画期間は平成25年度から10年間とします。

(4) 業務の内容

別紙「(仮称)京丹波町森づくり基本計画策定業務参考仕様書」によるものとします。

なお、参考仕様書は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、技術提案の内容を制限するものではない。

(5) 業務期間

契約の日から平成25年3月22日(金)まで

(6) 委託料

4,500千円(税込)以内(予算額であり、予定価格ではありません。)

2 応募資格要件

当該プロポーザルに応募申込みをするもの(以下「応募者」という。)は、次のすべての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年京丹波町告示第78号。)に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 京丹波町暴力団等排除措置要綱(平成23年京丹波町告示第75号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと又は京丹波町暴力団等排除措置要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 京丹波町の測量等指名競争入札参加資格者名簿に登載されているコンサルタント等であること。

(6) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録（「都市計画及び地方計画部門」）があること。

(7) 以下に示す類似業務実績を有すること。

類似業務とは、市町村の総合計画、産業振興計画(森林・林業関係に限る)、地域振興をテーマとした基本計画の策定で、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間に完了した実績とする。

3 実施スケジュール

内 容	期 間 (平成 24 年)
参加表明書の受付期間	5 月 15 日 (火) ~ 5 月 22 日 (火) 午後 5 時まで
質問の受付期間	5 月 15 日 (火) ~ 5 月 25 日 (金) 午後 5 時まで
質問回答	5 月 29 日 (火) 午後 5 時まで
技術提案書の受付期間	5 月 30 日 (水) ~ 6 月 8 日 (金) 午後 5 時まで
ヒアリング	6 月 14 日 (木) ~ 6 月 20 日 (水) 【予定】
審査結果の通知	6 月下旬 【予定】
契約締結	7 月上旬 【予定】

4 事業者選考

公募型プロポーザル方式により、事業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の詳細については、「提案書を特定するための評価基準」のとおり。

評 価 対 象	評 価 点
会社実績	10
業務担当者の経験及び能力	20
提案書の内容	80
ヒアリング	50
見積	20
合 計	180

5 技術提案書の作成

(1) 技術提案書作成上の基本事項

参考仕様書及び実施要綱等を熟読の上、その内容を踏まえて技術提案書を作成してください。このプロポーザルは、コンサルティング業務における取り組み方法等について提案を求めるものであり、業務の具体的内容並びに成果品の作成及び提出を求めるものではありません。

(2) 技術提案書の項目等

技術提案書は、下記事項について作成してください。

ア 会社概要

イ 業務実績

市町村の総合計画、産業振興計画(森林・林業関係に限る)、地域振興をテーマとした基本計画策定に関する業務実績(過去10年以内で10件まで記載してください。)

※平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に完了した類似する業務を必ず記載してください。記載のない場合は、提案書を選考から除外いたします。

ウ 業務に係る実施体制

エ 担当者名簿

業務担当者の同種業務の実績及び手持ち業務等(担当者が複数である場合は、主たる担当者について記載してください。)

オ その他

以下について、A4判10枚以内で提案してください。(具体的な計画内容の提案を求めるものではありません。)

(ア) 計画策定についての基本的な考え方

(イ) 計画書の構成

(ウ) スケジュール

(エ) 提案のセールスポイント

カ 参考見積書(A4判1枚)

6 技術提案書の提出

(1) 技術提案書

ア 提出部数

正本1部、写し5部

イ 提出方法

持参又は郵送(ただし、郵送の場合は配達確認ができるものに限る。受付期間内必着)

ウ 体裁

A4判片面印刷とし、左上1カ所をホッチキス留めしてください。

エ 提出先

京丹波町監理課

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷6番地6

オ 受付期間

平成24年5月30日(水) 午前8時30分から

平成24年6月 8日（金）午後5時まで
カ ヒアリング

平成24年6月14日（木）～平成24年6月20日（水）（予定）

7 質問書の受付及び回答

このプロポーザルについて、平成24年5月25日（金）午後5時までに、「プロポーザルに関する質問書」（第1号様式）により、ファクシミリにて質問することができます（ファクシミリ以外は受け付けません。）。

ただし、手続き及び様式等に関する質問は、電話等により随時受け付けます。

(1) 質問書提出先

京丹波町監理課

電話番号 0771-82-3811（直通）

ファクシミリ番号 0771-82-2500

(2) 質問の回答

質問の回答は、平成24年5月29日（火）に京丹波町ホームページ入札情報に掲載します。

8 選考方法

参加要件を満たし参考見積りが予算額以内である技術提案書の提出者の中から、選定委員会において内容を総合的に選考し、最優秀者を決定します。

技術提案書を特定するための評価基準については、別添のとおりとします。

9 選考結果

(1) 選考結果は、参加者全員に郵送にて通知します。

(2) 選考結果は、京丹波町ホームページ入札情報に掲載します（6月下旬の予定）。公表内容は、特定者名、参加者名及び参加者の総合順位とします。

(3) 「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

(1) 提案者が他のコンサルタント業者等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を遂行する場合は、提案書にその旨を必ず記載してください。

(2) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。

(3) 提出された書類は当該プロポーザル以外の目的には使用しません。

(4) 提出された書類は返還しません。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効にするとともに、指名停止を行うことがあります。

- (6) 技術提案書特定後において、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について提出を求めることがあります。
- (7) 不明な点については京丹波町監理課にお問い合わせください。